## 重要な会計方針

- 1 運営費交付金収益の計上基準
  - (1) 人件費のうち退職金については、成果進行型基準<独立行政法人会計基準注57の第2項(1)>を採用しております。
  - (2) 一般管理費の一部については、期間進行型基準<同基準注57の第2項(2)>を採用しております。
  - (3) 人件費のうち退職金を除く金額、研究業務費及び一般管理費の一部については、費用進行型基準 〈同基準注57の第2項(3)〉を採用しております。
- 2 減価償却の会計処理方法
  - (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40.3.31大蔵省令第15号)」 を基本としております。

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第86)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、特許権については、特許権の有効期間に対応した償却計算をしております。

3 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役員及び職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされているため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については、最終仕入原価法を採用しております。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資に係る機会費用の計算に使用した利率は、国債利回りを参考に1.395%を適用して計算しております。

6 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

7 会計方針の変更

該当事項はありません。

## 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

## 重要な後発事象

該当事項はありません。

## 注記事項

- 1 貸借対照表関係
  - (1) 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額は409,271,614円です。
  - (2) 減損の認識

当事業年度で減損の兆候を認識したものはありません。

2 キャッシュ・フロー計算書関係 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金373,606,785円資金期末残高373,606,785円

3 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

期首: 9,833,084,980 - 3,073,005,531 = 6,760,079,449 期首: 9,833,084,980 - 3,255,991,408 = 6,577,093,572 (期首+期末) × 1/2 = 6,668,586,511 6,668,586,511 × 1.395% = 93,026,782